

区政会館 だより

No.418
令和7年1月



スタッフと中高生



談話スペース



プレイヤードで遊ぶ中高生

巻頭特集

未来への取り組み
～23区の未来図～

第8回 文京区

文京区青少年プラザ
(bīlāb)



特別区長会事務局
特別区議会議長会事務局
特別区人事・厚生事務組合
公益財団法人特別区協議会
東京二十三区清掃一部事務組合
特別区競馬組合

未来への取り組み ~23区の未来図~

第8回 文京区

文京区青少年プラザ（b-lab）

文京区教育センター内には、中高生向け施設「文京区青少年プラザ」を併設しています。開設から約10年、放課後を過ごす居場所として定着し、友だち同士のおしゃべりや自習、ダンスやバンドの練習のほか、文化・スポーツ、学習支援等のイベントの開催など、さまざまに利用されています。特集では、施設の成り立ちから運営方針、今後の展望などを紹介します。

中高生が放課後を楽しく過ごせる安心安全な「秘密基地」

平成13年度から協議された 青少年の居場所の必要性

平成13年度、文京区青少年問題協議会に設置した「青少年の居場所検討部会」の報告書の中で、「中高生にとって一番安らげる場所が『家庭』や『学校』でありながら、その居心地のよい環境・関係に終始し、未経験のことや新たな人間関係を構築することに未熟な面も見られる。その反面、好きなことや興味のあることには、積極的に挑戦する姿勢が感じられるため、中高生の多様なエネルギーを受け止める場や機会が必要」との提言がありました。

平成16年度の青少年問題協議会では青少年育成プラン「はじめの一步」が

策定され、青少年の育成ビジョンとして、『社会性』を身につけ、ひとりの人間として『自立』していくことを掲げており、それを達成するための推進項目として「心と体の居場所づくり」を含む15の項目を設定しました。

ここでいう青少年の居場所とは、子どもたちが自主的、自発的な活動ができる場であって、話を聞いてもらったり活動発表をしたりする中で、自己の存在を実感し、精神的な充実感が得られる場と定義されました。さらには、青少年が集まって「遊ぶ」場とするだけでなく、集まった若いエネルギーを社会貢献に向ける機会とすることも求められました。このように文京区では、以前から中高生の居場所に関する

要望が寄せられていました。

旧教育センターの建て替えに伴い、青少年プラザを設置

平成19年度、「旧教育センター」と「旧福祉センター」の老朽化に伴う建て替えの検討が契機となり、平成21（2009）年に「（仮称）青少年プラザ」の設置を計画、その後、数年にわたって検討が進められ、文京区教育センター等建物基本プラン検討委員会が、平成23（2011）年3月に策定した「文京区教育センター等建物プラン」において、教育センターは、福祉センター療育部門と青少年プラザを併せて、文京総合体育館跡地に複合施設として建設することが決定しました。

文京区教育センター（青少年プラザb-lab併設）

所在地／文京区湯島4-7-10
開館時間／教育センターは8時30分～17時15分
b-labは9時～21時
休館日／教育センターは日曜・祝日・年末年始
b-labは年末年始
利用料金／b-labは中高生無料
アクセス／丸ノ内線本郷三丁目駅より徒歩10分
大江戸線本郷三丁目駅より徒歩8分
千代田線湯島駅より徒歩8分
お問い合わせ／教育センター TEL03-5800-2591
b-lab TEL03-5800-2731



教育センター



b-lab



平成24年（2012）4月、区内中高生を対象としたアンケートを実施し、同年5月にはヒアリングを実施しました。アンケートの「自由な居場所がほしい」という意見は、「放課後の秘密基地」というコンセプトに繋がりました。

公募型プロポーザル方式で 業務運営委託事業者を決定

文京区青少年プラザの運営は、認定NPO法人である事業者（以下事業者）が行っています。平成25年度、公募型プロポーザル方式で選定しました。数社の応募があった中、「大人が指導や管理を行うのではなく、中高生の自主性を尊重して一緒に考える」という事業者の姿勢が青少年プラザの運営方針と一致していたことが選定理由です。事業者は、職員と業務委託合わせて約300人のスタッフが全国で活動するNPO法人で、平成13（2001）年から高校生の進路選択サポートや放課後の学習支援、居場所づくりなどに取り組んでいます。文京区と事業者との契約形態は業務運営委託とし、相互で話し合いながら運営方針を決めています。

区は平成25（2013）年12月に青少年プラザ条例を制定し、翌年7月から区内中学校および高等学校への学校訪問、対話イベントや音楽ダンスイベント等のPRイベントを実施。平成27（2015）年4月、文京区教育センターに併設した青少年プラザ（b-lab）を開設しました。

中高生自らが主役となる 未来をつくれる場所

「b-lab（以下ビークラボ）」は、正式名称である文京区青少年プラザの愛称です。この施設をより多くの中高生に親しんで利用してもらうため、開設準備中の平成26年度に区内在住の中学生を対象に愛称を募集し、17点の応募の中から審査の結果、高校3年生（当時）が考えた愛称に決定しました。ビークラボとは「Bunkyo laboratory（研究所・実験室）」の略称で、「中高生自らが主役となる未来をつくれるように」との願いが込められています。

ビークラボは中高生のための秘密基地のような施設で、中高生が放課後や休日など、自分の好きな時間に自由に利用することができます。ビークラボを運営していくうえでのコンセプトは、居場所、きっかけ、ステージの3つ。自分がここにいていいと思える安心安全な場所（居場所）を土台に、興味のあることや新しい友だちに会える仕掛けをつくり（きっかけ）、中高生が主体的にどんどん動いていけるような、背中を押す場（ステージ）をつくっています。

先生でも友だちでもない 「ナナメの関係」

ビークラボの運営は、事業者のスタッフと大学生をはじめとしたボランティアによって行われています。中高生と年齢が近いこともあり、身近なお兄さんやお姉さんの存在です。中高生にとって、親や学校の先生をタテの関係、同世代の友だち同士をヨコの関係とすると、ビークラボの運営スタッフは、そのどちらでもないナナメの関係です。中高生と日常的に一緒に過ごし、イベントや活動のサポートを行う中で、日々の悩みを聞いたり、「ビークラボでこんなことをやってみたい」という思いをイベントにして一緒に行うなど、さまざまな役割を担っています。ビークラボでは、このナナメの関係をとても大事にしています。

ビークラボを利用している中高生は、ここに来ること自体を自分で決め、どう過ごすかも自分で決めて来館します。そこに面白みを感じ、自分の個性を発揮して、のびのびと過ごしています。



ホール



音楽スタジオ A



談話スペース

ダンスやバンドの練習、料理、イベント参加など、過ごし方は多種多様

中高生は館内の付帯設備もすべて無料で使用できる

ビーラボは、子どもたちの教育相談

や発達相談、不登校対策としての教室の運営、教員の研修など教育に関するさまざまな事業および、心身の発達に何らかの遅れや偏りのある子どもを対象に集団・個別の療育を行っている「文京区教育センター」の施設内に併設しています。

3階建ての施設内に中高生談話スペース（1階・おしゃべりや自習などができるリビングのような部屋）、多目的スペース（1階の中高生談話スペース内・料理やクラフトのできる作業スペース）、ホール（1階・ダンスや演劇などの練習や発表ができるスペース）、音楽スタジオA・B（1階・バンド演奏の練習等に利用できる大小の2部屋）、プレイヤード（2階の屋外・バスケットゴールを設置するなど、簡単な運動ができる）、教育センター研修室（2階・静かに自習ができる）と軽運動室（3階・卓球等ができる）があり、中高生は楽器などの付

帯設備もすべて無料で使用できます。

**中高生の自主性を大切に
スタッフと一緒につくる**

ビーラボは、中高生が自主的な活動を通じて自らの可能性を広げ、社会性を身につけた自立した大人への成長を目指すために設置した施設です。中高生は友だちに誘われて来館するケースが多いですが、ダンスやバンドの練習、プレイヤードでバスケット、部活の練習や文化祭のクラス練習など、明確な目的を持って来館する場合もあります。その中で運営スタッフは中高生に声をかけたり遊びに参加して関係性をつくり、知り合いではなかった中高生同士をつないだり、会話の中から中高生がやってみたいイベントを引き出し、一緒に企画・実施するなどの伴走・支援をしています。ビーラボがより良い場所になるように中高生とともに動いています。

**イベントは年間約240本
中高生の自主企画も多数**

ビーラボでは「もっと何かをやって

みたい」という中高生のやる気を応援し、「安心して何にでも挑戦できる放課後の居場所」であることを大切にしています。中高生の挑戦は主にイベントを通じて行われ、年間約240本のイベントを開催しています。イベントは定例で行っているものもあれば、運営スタッフが中高生に届けたいという思いから企画するものなどさまざまですが、最も力を入れているのは中高生の自主企画です。中高生が何気なく言ったひと言をスタッフがイベントに発展させるケースも多くあります。中高生が友だちを巻き込みながら1つの企画を実現していくことは、成長への第一歩にもつながります。

最近開催されたイベントには、ハロ

ウィンメイクをして写真を撮って楽しむイベントや、甘い物好きの中学生によるクレープづくり、世界大会にも出場したロボットの操縦体験などのイベントがありました。また、発達障害の診断を受けた中高生が感覚過敏について伝え考えるイベントが今後開催予定です。



プレイヤードで遊ぶ中高生



フェスでのダンスパフォーマンス



スタッフとの会話に興じる中高生

広報誌の配布と出張授業で 区内の学校と連携

ビーラボから区内の中学校と高等学校に向けた3つの広報誌を発行し、配布しています。フリーペーパー「Cha!Cha!Cha!」は、中高生向けに年2回発行。企画から編集まで有志の中高生が主体となつて作成し、2万5000部を発行、区内の中学校と高等学校に通う生徒に配布しています。「b-labたより」も中高生向けに毎月発行し、イベント告知やイベント参加レポートなどを通じてビーラボの今を伝えています。学校・地域向けの「b-lab通信」は、毎月発行でビーラボの運営や中高生の活動の様子を写真と文章で伝えています。

区内地域団体のイベントで ボランティア活動も

ビーラボは、文京区の地域団体である青少年健全育成会（以下育成会）との連携も行っています。育成会とは、文京区の青少年のすやかな成長を目的に活動しているボランティア団体で、町会、PTA、青少年委員等が力を合わせ、キャンプ、マラソン大会、スキー教室、おまつりなどのイベントを実施しています。区内には9つの育成会があり、総勢740人の委員が活動しています。ビーラボでは地域連携として育成会が主催するイベントにボランティアとしてスタッフと中高生が参加するほか、各イベントにクイズコーナーなどのブースを出展し、子ども達と交流することもあります。特にブースの出展は、中高生が得意分野を披露するよい機会になっています。

区内2か所目となる 青少年プラザの設置が決定

文京区では令和5（2023）年11月の区議会自治制度・地域振興調査特別委員会において、旧大塚地域活動センター跡地活用の方角性について報告し、区内2か所目となる青少年プラザの設置を検討することが決定しました。基本コンセプトは、現青少年プラザと同様に、「中高生の自主性・社会性を応援する施設」としますが、中高生の利用を一層促進するため、仕様については、現青少年プラザとの特徴の

違いを出せるよう検討しています。また、施設設備や運営方法については、中高生やいずれ中学生となる小学生との対話・アンケートを通じて、その意見を反映していきます。

ビーラボが開設して約10年が経ち、利用者は年々増加しています。令和5年度には、総来館者数20万人を突破し、年間の延べ利用者数は、9年目に初めて3万人を超えました。それだけ放課後の居場所を求める中高生が増えているということです。区としてはこのような中高生のニーズに応え、中高生の社会参加につながる居場所づくり、拠点づくりに注力していきます。



広報誌
(フリーペーパー Cha!Cha!Cha!)



学校レポート
[b-lab 通信]



生徒だより [b-lab たより]

令和6年第4回特別区人事・厚生事務組合議会定例会の結果

12月16日（月）に第4回定例会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

予算案件

- ・令和6年度特別区人事・厚生事務組合一般会計補正予算（第4号）（可決）

条例案件

- ・特別区人事・厚生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区人事・厚生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

（特別区人事・厚生事務組合総務部）

令和6年第4回特別区競馬組合議会定例会の結果

12月18日に第4回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区競馬組合職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・特別区競馬組合議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（可決）

（特別区競馬組合議会事務局）

令和6年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の結果

12月18日に第2回臨時会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（可決）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

令和6年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の結果

12月26日に第4回定例会が開かれました。主な付議案件の審議結果は次のとおりです。

〈審議結果〉

- ・令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）（可決）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合施設整備基金条例（可決）
- ・墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について（可決）
- ・江戸川清掃工場建替工事請負契約の契約変更について（可決）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（可決）

（東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局）

令和6年度特別区職員 採用試験・選考を終えて

令和6年度特別区職員採用試験・選考は、11月のⅢ類採用試験等の合格発表をもって全て終了しました。

採用環境は依然として厳しい状況にあり、今年度における採用予定数は過去最高を更新した一方で、申込者数は減少傾向が続いています。

特別区職員採用試験・選考の実施状況

(1) I類採用試験

I類採用試験【春・秋試験】の採用予定数は2104名程度と過去最大となる一方、受験者数は8352名と減少しており、合格倍率は過去最低の2.1倍となりました。なお、【秋試験】では、土木造園（土木）・建築を対象としています。

【6年度の変更点】

・事務（ICT）の新設
・採用候補者名簿の有効期間を3年間に延長
・衛生監視（衛生・化学）の受験可能年齢の引上げ

(2) Ⅲ類採用試験

採用予定数163名程度に対し、受験者数は1609名となり、昨年度から約500名の大幅な減となりました。合格倍率は3.1倍と近年でも最も低い水準となっています。

(3) 障害者を対象とする採用選考

採用予定数81名程度に対し、受験者数は317名となりました。合格倍率は3.0倍となりました。

(4) 経験者採用試験・選考

採用予定数783名程度に対し、受験者数は2442名、合格倍率は2.8倍となりました。

【6年度の変更点】

・事務（一般事務・ICT）で受験資格における継続勤務条件を緩和
・業務従事歴における週当たり勤務時間の緩和
・福祉職の試験内容の見直し
・技術系職種の有資格者に対し、第一次試験・選考の一部を免除

(5) 就職氷河期世代を対象とする採用試験

採用予定数53名程度に対し、受験者数は516名、合格倍率は6.6倍となりました。合格倍率は昨年度に比べて低下したものの、他の試験区分に比べて一番高い倍率となっています。

令和7年度の新たな取組み

今後も、人材確保が困難な状況が続くことが想定されるため、試験制度の見直しや採用PRなど、あらゆる面から受験者数の増に取り組んでいきます。

(1) 試験制度

① 試験内容の見直し

・I類／専門職の第一次試験を専門試験の実施

② 試験区分の新設

・I類／事務（一般事務）で【早期SPI枠】を新設

(2) 採用PRの拡充

・経験者／福祉職の【春試験】の追加実施
・SNSを活用した情報発信
・各区と人事委員会の合同による各説明会への参加等

（特別区人事委員会事務局）

令和6年度特別区職員採用試験・選考実施状況

採用区分	試験・選考区分	採用予定数 (名程度)	申込者数 (名)	受験者数 (第1次)		合格者数 (最終) B(名)	倍率 A/B(倍)	採用区分	試験・選考区分	採用予定数 (名程度)	申込者数 (第1次)		合格者数 (最終) B(名)	倍率 A/B(倍)
				A(名)	B(名)						A(名)	B(名)		
Ⅰ類	事務 (一般事務)	1,312	7,580	6,868	3,035	2.3	1級職	事務 (一般事務)	291	1,540	1,165	385	3.0	
		1,181	8,541	7,668	3,013	2.5			207	1,516	1,146	289	4.0	
	事務 (ICT)	131	▲961	▲800	22	—		事務 (ICT)	84	24	19	96	—	
		16	78	59	27	2.2			18	42	32	17	1.9	
	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—		土木造園 (土木)	23	48	41	22	1.9	
		—	—	—	—	—			▲5	▲6	▲9	▲5	—	
	土木造園 (造園)	107	150	132	64	2.1		土木造園 (土木)	36	44	32	24	1.3	
		94	196	186	105	1.8			27	50	41	30	1.4	
	建築	13	▲46	▲54	▲41	—		建築	9	▲6	▲9	▲6	—	
		33	63	56	33	1.7			51	25	17	14	—	
	機械	25	66	60	39	1.5		機械	34	37	32	20	1.6	
		8	▲3	▲4	▲6	—			17	▲12	▲15	▲6	—	
	電気	126	123	115	74	1.6		電気	17	28	22	11	2.0	
		101	123	116	83	1.4			9	41	33	11	3.0	
	福祉	25	0	▲1	▲9	—		福祉	8	▲13	▲11	0	—	
		27	40	35	14	2.5			18	44	31	18	1.7	
	心理	18	45	41	24	1.7		心理	10	34	25	14	1.6	
		9	▲5	▲6	▲10	—			8	10	6	4	—	
	衛生監視 (衛生)	36	54	46	27	1.7		衛生監視 (衛生)	39	104	93	62	1.5	
		22	59	48	33	1.5			46	63	45	31	1.5	
保健師	14	▲5	▲2	▲6	—	保健師	▲7	41	48	31	—			
	154	424	386	250	1.5		14	23	21	15	1.4			
土木造園 (土木)	141	453	421	256	1.6	土木造園 (土木)	23	39	38	29	1.3			
	13	▲29	▲35	▲6	—		▲3	▲16	▲17	▲16	—			
建築	30	147	126	47	2.7	建築	16	16	14	12	1.2			
	20	177	147	45	3.3		▲3	7	7	3	—			
機械	10	▲30	▲21	2	—	機械	10	23	20	12	1.7			
	54	119	104	69	1.5		15	34	33	21	1.6			
電気	39	117	111	61	1.8	電気	▲5	▲11	▲13	▲9	—			
	15	2	▲7	8	—		128	1,008	744	168	4.4			
福祉	5	35	24	8	3.0	福祉	86	1,004	720	112	6.0			
	5	40	32	10	3.2		42	4	24	56	—			
心理	0	▲5	▲8	▲2	—	心理	14	40	30	15	2.0			
	128	330	305	205	1.5		19	55	45	18	2.0			
土木造園 (土木)	105	362	334	213	1.6	土木造園 (土木)	▲5	▲15	▲15	▲3	—			
	23	▲32	▲29	▲8	—		21	61	51	21	2.0			
建築	28	63	46	26	1.8	建築	11	48	40	19	2.0			
	30	54	36	22	1.6		10	13	11	2	—			
機械	▲2	9	10	4	—	機械	32	37	29	20	1.6			
	48	59	50	35	1.4		17	46	29	21	1.4			
電気	33	37	28	20	1.4	電気	15	0	0	1	—			
	15	22	22	15	—		25	60	54	35	1.5			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	28	39	26	18	1.4			
	30	54	36	22	1.6		▲3	21	28	17	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	18	22	21	15	1.4			
	30	54	36	22	1.6		17	28	25	18	1.4			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	1	▲6	▲4	▲3	—			
	48	59	50	35	1.4		11	13	13	9	1.4			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	10	9	9	9	1.0			
	15	22	22	15	—		1	4	4	0	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	10	7	7	7	1.0			
	30	54	36	22	1.6		16	15	14	11	1.3			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	▲6	▲8	▲7	▲4	—			
	30	54	36	22	1.6		3	13	12	3	4.0			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	4	13	7	3	2.3			
	30	54	36	22	1.6		▲1	0	5	0	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	8	17	17	7	2.4			
	48	59	50	35	1.4		8	9	9	5	1.8			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	0	8	8	7	—			
	15	22	22	15	—		3	4	4	3	1.3			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	2	1	1	1	1.0			
	30	54	36	22	1.6		1	3	3	2	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	3	6	6	3	2.0			
	30	54	36	22	1.6		7	8	7	7	1.0			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	▲4	▲2	▲1	▲4	—			
	30	54	36	22	1.6		783	3,184	2,442	879	2.8			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	631	3,131	2,380	721	3.0			
	48	59	50	35	1.4		148	31	62	158	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—	—	—	—	—			
	48	59	50	35	1.4		—	—	—	—	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—	—	—	—	—			
	48	59	50	35	1.4		—	—	—	—	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—	—	—	—	—			
	48	59	50	35	1.4		—	—	—	—	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—	—	—	—	—			
	48	59	50	35	1.4		—	—	—	—	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—	—	—	—	—			
	48	59	50	35	1.4		—	—	—	—	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—	—	—	—	—			
	48	59	50	35	1.4		—	—	—	—	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—	—	—	—	—			
	48	59	50	35	1.4		—	—	—	—	—			
機械	33	37	28	20	1.4	機械	—	—	—	—	—			
	15	22	22	15	—		—	—	—	—	—			
電気	28	63	46	26	1.8	電気	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
福祉	28	63	46	26	1.8	福祉	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
土木造園 (土木)	28	63	46	26	1.8	土木造園 (土木)	—	—	—	—	—			
	30	54	36	22	1.6		—	—	—	—	—			
建築	▲2	9	10	4	—	建築	—							

都知事と特別区長会との意見交換が実施されました

令和7年度の都の予算編成にあたり、都知事と特別区長会との意見交換が12月4日（水）に実施されました。都予算については8月20日（火）に21項目の要望を行っており、今回は改めての要請となりました。

当日は、特別区長会から吉住健一会長（新宿区長）、斉藤猛副会長（江戸川区長）、山本泰人幹事（中央区長）、山田加奈子幹事（北区長）、長谷部健幹事（渋谷区長）、酒井直人幹事（中野区長）が出席しました。

吉住会長から重点事項として、①災害対策の充実のため、避難所における備蓄物資の保管場所整備や備蓄物資の購入への財政支援、被災者に対する災害援護支援金の貸付が未償還となった場合に特別区の負担とならないよう国制度と同様の債務の免除に関する条例制定等の対応、②児童相談所設置の促進として、都と区の連携による児童相談体制の大幅な拡充につながる支援、特別区の児童相談所設置に伴う都区財政調整における配分割合の変更、③都区のあり方検討委員会の再開、都市計画に関する権限・交付金を含む協議の実施、④学校給食の無償化について、国による財政措置や法改正への働きかけ及び当面の間の都による必要な財政措置を要請しました。

これに加え、今年度開催された「防災」や「DX」をテーマとした都区連携の勉強会の中でも確認したとおり、多くの喫緊かつ困難な課題解決のため、都区の緊密な協働と連携が不可欠であることについては認識が一致していることを述べたうえで、令和7年度財調協議においても、「TOKYO強靱化プロジェクト」を踏まえた自然災害の対応など、特別区の財政需要について提案を行っているので、しっかりと対

応いただきたい旨を要望しました。

また、出席した区長からは、「外国人との共生について、オール東京で役割分担をしながら、力を尽くしていくこと」「災害に強いマンションづくりの推進」「災害時のエレベータの早期復旧に向けた応援体制の早急な構築」「ふるさと納税の見直しについて、都区が連携して対応していくこと」「海外への情報発信などのオーバーツーリズム問題への対策」「不登校対策の充実に関する区独自施策への財政的支援」「開かずの踏切解消に向けた連続立体交差化の実現」等を求める旨の発言がありました。

小池百合子都知事からは、「頂戴したご意見・ご要望を踏まえ、新たな戦略の策定や、来年度予算の編成に取り組んでいきたい」等の発言がありました。

意見交換の詳細は、東京都のホームページにて、録画映像及び議事録の閲覧ができます。



左から酒井幹事（中野区長）、山田幹事（北区長）、斉藤副会長（江戸川区長）、小池都知事、吉住会長（新宿区長）、山本幹事（中央区長）、長谷部幹事（渋谷区長）

（特別区長会事務局）

令和6年12月区長会・議長会の主な案件等

区長会

12.16

■退職自衛官の防災関係部門での活用について
「GovTech東京」運用開始後の取組状況について

■一般廃棄物収集運搬業務の委託契約について
東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会（三者協）及び東京都地域保健事業連絡協議会（五者協）の協議事項について

■各団体議会等提出予定案件について
令和7年度都区財政調整協議について
区長会検討下命事項（清掃事業の課題）への対応等について

■労務交渉について
高校生等医療費助成事業に関する都区の「協議の場」の報告について

■令和6年度第2回都区協議会及び都知事と特別区長との意見交換会について
都知事と特別区長会との意見交換の実施について

■特別区全国連携プロジェクトについて
令和6年9月20日からの大雨による災害に係る被災自治体への支援について
被災地への職員派遣等について

（特別区長会事務局）

議長会

12.18

■令和7年度都区財政調整協議状況について
■関東市議会議長会「都県提出議案」について
令和7年度議長会等の役職の選任方法（案）について

■特別区議会議長会要望活動スケジュール（案）について

（特別区議会議長会事務局）

「特別区の自治と今後を考える」大森彌先生追悼講演会」を開催します

特別区（東京23区）の自治の発展のためご尽力を賜りました東京大学名誉教授大森彌先生が、令和5年9月18日に逝去しました。

先生の長年にわたる多大なるご指導に感謝するとともに、これまで特別区制度懇談会（当協議会が設置している特別区のあり方などを検討する機関）委員の皆様と共に取り組んでこられた、特別区の自治の進展について改めて考える機会とするため、左記の特別区制度懇談会委員を講師として、順次、講演会を開催しています。登壇は順不同です。

令和6年11月25日に開催した第1回講演会では、大杉寛氏を講師として、「特別区の自治・分権の軌跡とこれからの特別区職員への期待」と題した講演を行い、多くの方々にご参加いただき、「大森先生の特別区制度改革への貢献がよく分かった」、「自治制度について考えを深める機会となった」等のお声を頂きました。

第2回講演会は、伊藤正次氏を講師として、下記の日程で開催いたします。ぜひご参加ください。

【特別区制度懇談会委員】

（座長）

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 大杉 寛氏

（副座長）

東洋大学国際学部教授 沼尾 波子氏

（委員）

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 伊藤 正次氏

東京大学大学院法学政治学研究科教授

金井 利之氏

●日時

令和7年3月3日（月）
14時から15時30分まで

●会場

東京区政会館3階35教室
（東京都千代田区飯田橋3-5-1）

●演題

『東京の「2055年問題」と都区制度の展望』

●講師

東京都立大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 伊藤 正次氏

●開催方法

対面及びオンライン開催

●定員

対面…40名程度
オンライン…制限なし

（対面申込人数が定員を超過した場合、当協議会にて抽選を実施いたします）

●対象

どなたでも（無料）

●申込締め切り

2月10日（月）

●お申込みについて

特別区協議会ホームページに、1月中旬以降に募集案内を掲載します。

※本講演会は、予告なく内容が変更となる場合があります。

（公益財団法人特別区協議会事業部）

特別区職員I類採用試験の 専門職の試験内容を変更します

特別区人事委員会は、10月17日（木）に、特別区職員I類採用試験の専門職（福祉・心理・衛生監視（衛生）・衛生監視（化学）・保健師）の試験内容の変更について、プレス発表を実施しました。

これまで以上に多様な人材に特別区で活躍してもらうため、令和7年度I類採用試験からよりチャレンジしやすい試験内容に変更します。

◆対象試験

I類採用試験【春試験】

◆対象職種

福祉・心理・衛生監視（衛生）・衛生監視（化学）・保健師

◆試験内容の変更点

・第1次試験は教養試験・論文試験を廃止し、専門試験のみ実施
・第2次試験の口述試験に自己PRシートによるプレゼンテーションを追加

◆受験資格等

受験資格及び採用予定数等の詳細については、令和7年度I類採用試験【春試験】の試験案内で発表します。

（特別区人事委員会事務局）

（公財）特別区協議会・東京都公文書館共催パネル展示「アーカイブズって何だ？～東京都公文書館所蔵資料の形成史」を開催しました



東京区政会館1階エントランスホールにおいて、公益財団法人特別区協議会と東京都公文書館との共催によるパネル展示「アーカイブズって何だ？～東京都公文書館所蔵資料の形成史」を開催しました。



今回の展示では、東京都公文書館が2020年4月に国分寺市泉町に移転オープンしてから5周年を迎えたことを機に、東京都公文書館が所蔵する国の重要文化財に指定されている東京府・東京市行政文書などの貴重な資料を、パネルやタペストリーで一挙に紹介しました。



展示をご覧いただいた方々からは、「東京府や、都の変遷が分かり、とても参考になった」「古い情報が散逸しないよう尽力されていることが分かった」などの感想を頂き、アーカイブズの役割や魅力について幅広く紹介する展示となりました。



（公益財団法人特別区協議会

事業部）

「大森彌先生追悼特別展示」を実施しています

長きにわたり特別区政の発展にご尽力をいただいた大森彌先生（東京大学名誉教授）の功績や特別区との関わりを紹介するため、「大森先生と特別区の自治」をテーマに特別展示を実施しています。

当センター所蔵資料のみならず、ご遺族からの寄贈書籍等の一部も配架・展示しています。特別区協議会のホームページからも展示の様子、目録等をご覧いただけます。

【場所】

特別区自治情報・交流センター
（東京区政会館4階）

【開館時間】

平日9時30分から20時30分まで
土曜日9時30分から17時まで

**特別区自治情報・交流センター
休館のお知らせ**

左記の期間は休館とさせていただきます。休館中は資料の貸出・予約・返却を中止いたします。ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

▼全館停電に伴う休館

令和7年1月25日（土）

※1月24日（金）は17時閉館

【問合せ先】

（公財）特別区協議会 事業部調査研究課
特別区自治情報・交流センター

電話 03（5210）9051



特別区自治情報・
交流センター
ホームページ



公式X（旧ツイッター）

（公益財団法人特別区協議会事業部）

児童福祉法改正に伴い新設された 「こども家庭センター」の研修を 実施しています

本年4月の改正児童福祉法等施行により、市区町村の子ども家庭総合支援拠点を担ってきた児童福祉部署と保健所・保健センター等の母子保健の部署が、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、「こども家庭センター」として一体的に相談支援を行うこととなりました。各区では、これまでの実績を踏まえ、新体制に移行（または準備）しています。

そこで特別区職員研修所では、多職種が共に基本的理念や知識を学び、あり方を検討できるように、今年度は4回「こども家庭センター」に関連する研修を企画しました。

第1回目の研修は6月に、児童福祉分野の対応を主なテーマとして2日間実施しました。1日目には、国が発出したこども家庭センターガイドラインを確認しながらセンターが担うべき役割を確認した後、同志社大学の八木安理子氏に登壇いただき、こどもと保護者参加で作成するサポートプランの活用について、ロールプレイ等により学びました。

2日目には、「通告ケースの初期対応」について通告対応の心構えと技術を学び、事例演習を通してインテークから初動対応までの基本を再認識しました。「要保護児童対策地域協議会の運営」の科目では、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所の矢後芳明氏に登壇いただき、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割等について知識を深めました。

研修生からは、「保健師の方も一緒に受講したことで、職種が違ってもそれぞれの考えを持ち寄り一緒に検討することが、充実した支援につながる方法なのだと感じる事ができた。」「アセスメントのためには、家庭だけではなくそれぞれの関係機関の立場を慮る必要があると感じた。」「こども家庭センターの位置付けや支援の仕方、またインテークや面接、会議の持ち方など、どの科目もとても勉強になった。相談援助業務に携わってまだ日が浅く、全てにおいて不安の連続だが、今回の研修で学んだことを都度振り返りながら、日々の業務の中で実践していきたい。」「自分のものにしていきたいと思う。」「などの感想が寄せられました。84人の参加で、福祉、保健師、心理、一般事務、保育士と多職種の参加でした。

第2回目の研修は7月に、主に母子保健の役割を中心に、サポートプラン作成の基本を学びました。武蔵野大学の中板育美氏を講師に、制度の理念や模擬事例に基づく合同会議開催のロールプレイを行いました。

研修生からは、「保健師の視点からの講話が聞いて新鮮でした。保健師の役割が再確認できました。」「こども家庭センターの構想ができるまでの国の裏事情等も交えてお話しくださり、法改正に至るまでの過程がとてもよく理解できました。皆さんと話す時間が本当に楽しく、リフレッシュできました。」「基本的な情報収集→アセ

スメント→プランニングの過程を再確認できました。先生の言葉は胸に響くものが多かったです。」「今はハイリスクの特定妊婦のみをサポートプランの対象としていますが、手交できることが少ないので他の区の方からもっと話を聴きたいです。」「などの感想がありました。全体で47人参加、38人は保健師でした。

第3回目の研修は9月に、こども家庭センターの心理職対象に実施しました。「トラウマインフォームドケアとARCの枠組み」の科目では、児童精神科医の伊東ゆたか氏に講義をしていただきました。親子再統合、幼児グループ等のプログラムをもとに、トラウマインフォームドケアの一つである「ARCの枠組みと実践」について学びました。「こども家庭センターにおける心理職の業務と役割」の科目では、八木安理子氏（前述）から、全国調査の結果を基に、こども家庭センターの心理職に期待される役割について講義していただきました。

研修生からは「トラウマの視点を持って、こどもだけでなく保護者も支援していくことが大切であることを学びました。具体的な方法であるARCの枠組みを頭に入れないながら業務に携わっていきたいです。」「こども家庭センターにおける心理職の仕事はきちんと形が決まっていなくて、枠がないからこそ柔軟に動くことができる部分を生かしていければと思います。

た。また区ごとに心理職の業務が異なる中で情報交換でき、さまざまな働き方を知ることができたのもよかったです。」「こども家庭センターという新たな仕組みの中で、自分が心理職としてどのようなことを大事にして組織的に支援をしていくか考えることができ、受講して大きな学びを得られたと感じました。職場でも持ち帰り、伝達講習をして大事な視点を共有していきたいです。」「などの感想が寄せられました。54名が受講し、心理職は、41名でした。

第4回目の研修は、1月に実施予定の「実務者研修会」で、こども家庭センターにおけるこども・保護者中心の支援をテーマにします。区の実践報告をもとに、子どもの虹情報研修センターの中垣真通氏と共に、支援の実際を皆さんと検討します。どうぞ積極的にご参加ください。

（特別区職員研修所）





東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 2月開講講座のご案内です！！

●カーボン・ニュートラルの推進 環境経営の意義と実効性 【講座コード：2441G105】

当講座は、2022年度冬期講座で開講したオンラインスペシャル「いま、環境問題を考える」の特別編です。

2023年、2024年と日本の気温は連続して史上最高気温を更新しました。2024年6月～9月中旬まで続いた高温現象（平年比+1.76℃）は皆様の記憶に鮮明に残っていることでしょうか。日本では2023年に気候変動適応法が策定されましたが、2024年に早くも法律が強化されて、熱中症対策のさらなる対応が盛り込まれることになりました。温暖化対策は社会における喫緊の課題ですが、対応には国民全員の賛同と行動が欠かせません。

そのために、この講座では皆様の深い理解を得るために前半で、『中世（産業革命以降）から現在までの社会の変革』を俯瞰した上で、後半で本論である、『カーボン・

ニュートラル推進に向けての企業が取り組むべき環境経営の意義と具体的な活動』を紹介します。

カーボン・ニュートラル推進に向けて企業が取り組むべき環境経営の意義と実効性について、具体的な活動を紹介しながら皆様と共に考えます。

講 師：岡本 享二

環境経営学会 会長

東京都立大学 非常勤講師

日 時：2月25日（火）18：30～20：00（全1回）

受講料：10,100円

場 所：オンライン

●行動・選択と脳のはたらき 脳のはたらきとしくみから行動を理解する 【講座コード：2441G008】

私たちは、状況にあわせて行動を選択しています。この柔軟な行動は、脳の持つ能力によって実現されています。つまり、脳の性質やクセを知るとは、私たちがどのように行動を決めているのか、なぜ不適切な行動や判断をしてしまうのかといった疑問に答え、私たちの行動を理解することにつながります。では、脳はどのようなはたらきとしくみによって私たちの思考や行動をコントロールしているのでしょうか。本講座では、行動・選択を支える脳機能とそのメカニズムについて基礎的な事項を学ぶことで、普段何気なく行っている行動について考えます。

- ・行動と選択を支える脳の基本的な構造と機能
- ・行動を決める脳内物質
- ・直感的思考と分析的思考の脳内ネットワーク
- ・脳の性質と日常の行動への応用

講 師：雨宮 誠一郎

理化学研究所 脳神経科学研究センター研究員

日 時：2月8日（土）13：00～16：10（全1回）

受講料：5,000円

場 所：飯田橋キャンパス

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。

清掃工場の環境影響評価手続

1 環境影響評価について

「環境影響評価」というと難しく聞こえますが、アセスやアセスメントという言葉はお聞きになったことがあると思います。アセスメントは評価・査定の意味です。環境アセスメントと環境影響評価は同じ意味になります。

環境影響評価は、開発事業などに伴う環境の悪化を未然に防ぐことを目的として、1969年にアメリカの国家環境政策法が制定されたのが始まりとなり、世界各国でも制度化が進みました。日本では昭和55年に東京都が「東京都環境影響評価条例」を、平成9年には国が「環境影響評価法」を制定しました。

環境影響評価の手続きでは、大規模な開発事業などを実施する際に、事業者があらかじめ環境に与える影響を予測及び評価した案を公表します。そして、この案に対し住民や区市町村長から意見の聴取と専門的立場から審査することにより、環境保全の見地から事業内容の見直しや対策を立案します。

東京都環境影響評価条例では、予測・評価項目として、大気汚染、悪臭、騒音・振動などの17項目を定めています。これらの項目のうち対象となる事業の実施により環境に影響を及ぼす恐れのある項目について、予測・評価をすることになります。

2 清掃工場はなぜアセスメントの対象になるの

東京都環境影響評価条例が制定された昭和55年以降、道路や鉄道の建設、集合住宅や高層建築物の新設、土地区画整理事業、そして廃棄物処理施設の設置など、400件近い事業がこの制度の対象となりました。

清掃工場等の整備については、新設・増設・施設更新が対象事業の要件となり、1日当たりの合計処理能力が200トン以上の施設が、東京都環境影響評価条例の対象となります。

ちなみに、東京二十三区清掃一部署務組合（以下「清掃一組」という。）では、最も小規模の処理能力の清掃工場は1日当たり200トンの渋谷清掃工場になることから、清掃一組の全ての清掃工場が東京都環境影響評価条例の対象となっています。

3 どんな手続きをするの

手続きの流れについては、図1に示すとおりです。清掃一組は、事業者として調査計画書の提出から環境影響評価書の提出まで、通常4年程度の時間を費やしながら手続きを進めています。

手続きの中で、アセスの住民説明会の開催や、環境影響評価審議会の出席では、住民等に納得してもらえよう、十分な準備をし

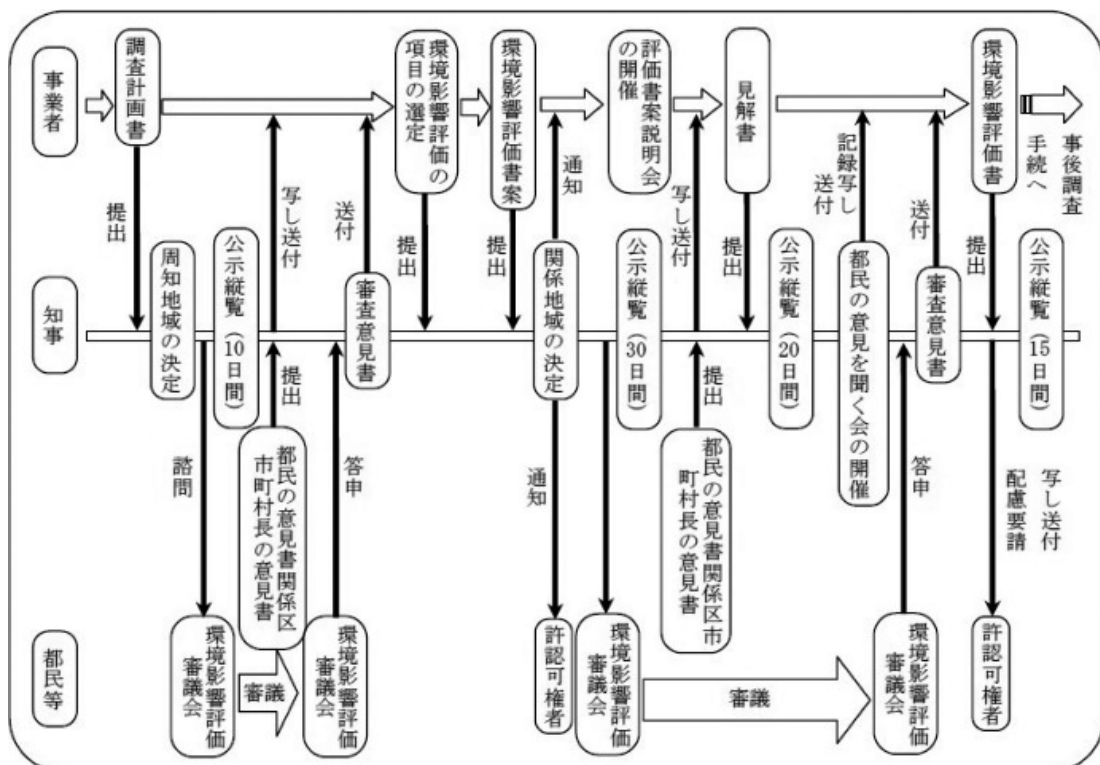


図1 環境影響評価手続

ます。

また、平成30年12月の東京都環境影響評価条例改正により、調査計画書、評価書案を審議する環境影響評価審議会において事業者が説明することとなり、直近では、北清掃工場建替事業、中防不燃・粗大処理施設整備事業、世田谷清掃工場建替事業が対象となりました。この審議会への出席は、アセス手続きの中では重要な手続きの一つになります。

アセスの手続きは、専門家による審議会、住民、都知事、関係区市町村長、そして、事業者によって進められ、その後、着工届、事後調査計画書を提出し、工事着工になります(図2)。

着工後は、施工中の調査及び評価を行います。施工後は完了届と工事の完了後の調査及び評価を行った上で、結果を東京都環境局へ提出します。

事後調査は、予測・評価したことが適切に守られているかを検証するために行うものです。

4 評価項目とは

評価項目とは、東京都環境影響評価条例施行規則第6条において「大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス、

その他知事が定める項目」が評価項目として定められています。

世田谷清掃工場建替事業では、11項目(大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス)を選定しました。江戸川清掃工場、北清掃工場建替事業では、緩衝緑地や公開緑地などがあるため、さらに、自然との触れ合い活動の場を評価項目の対象とし、12項目を選定しました。

5 事業に対する理解と持続可能な社会に向けて

環境影響評価とは、この一連の手続きによって、事業に対する住民等の理解を得るとともに、事業の実施に伴う環境の悪化を未然に防ぎ、持続可能な社会を構成していくために大切な制度なのです。

最後に、清掃一組では、環境影響評価手続きを進める上で、今後

も住民や関係区の声に耳を傾けながら、循環型社会の一翼を担う建替事業に取り組みます。

(東京二十三区清掃一部事務組合

建設部計画推進課)



環境影響評価書案

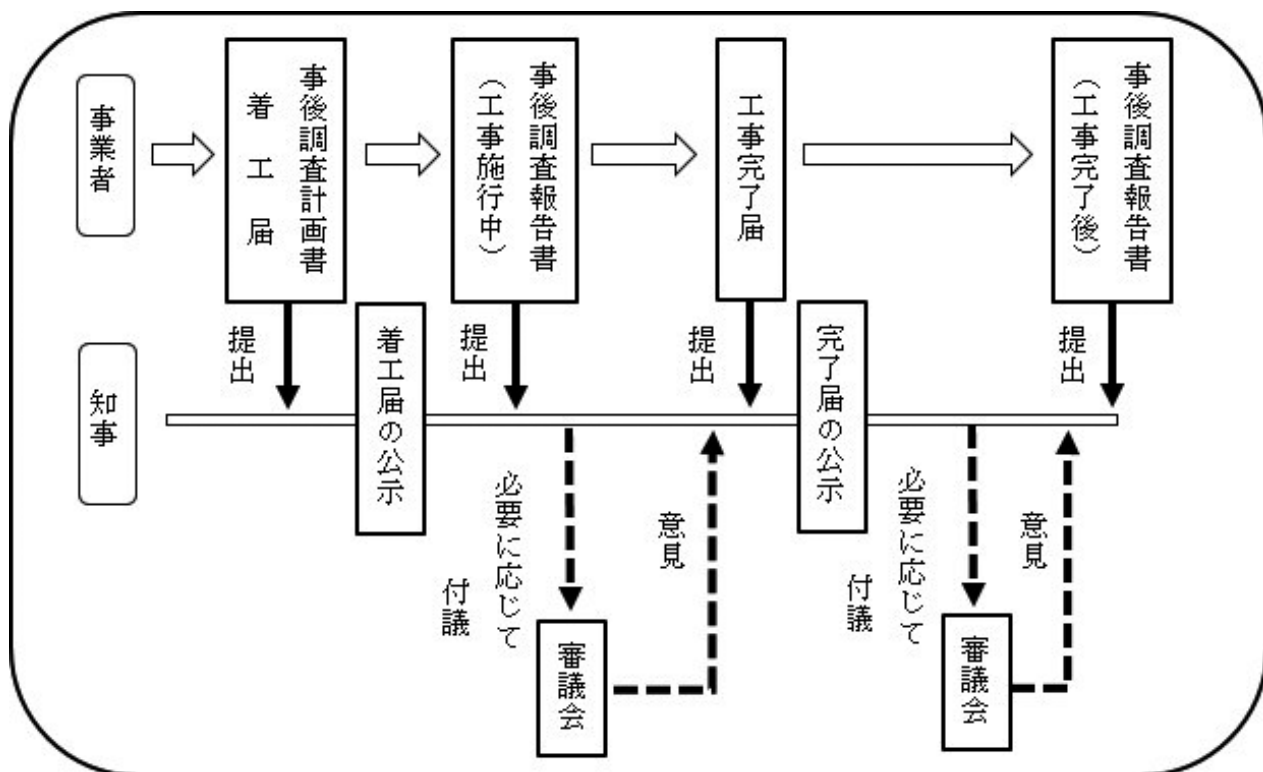


図2 事後調査手続き



レースのお供にどうぞ！ 場内グルメのご紹介

大井競馬場内には、様々なジャンルの20店舗以上の飲食店があります。ラーメンや丼物、カレーなどのガッツリ系のメニューのほか、ホットドッグや唐揚げなどの手軽に食べられるものも豊富にご用意。大井競馬場オリジナルのクラフトビールもおすすめです。大井競馬場にお越しの際は、レースと共にグルメもお楽しみください。

また、場内でスパイシーフードフェスやラーメンフェスといったグルメイベントを開催することもあります。開催ごとのイベント情報はホームページに掲載していますので、こちらもぜひご確認ください。



飲食店情報は
こちら▼▼



イベント情報は
こちら▼▼



2025年 東京シティ競馬 開催日程

1月	13 (月・祝)		★	7月	6/30 (月)～7/4 (金)	2 (水) 帝王賞	★
	14 (火)～17 (金)		○		14 (月)～18 (金)	16 (水) サンタアニタトロフィー 17 (木) 優駿スプリント	★
	27 (月)～31 (金)	29 (水) 金盃	○	8月	10 (日)～15 (金)	13 (水) 黒潮盃	★
2月	17 (月)～21 (金)	19 (水) 雲取賞	○	9月	1 (月)～5 (金)	3 (水) アフター5スター賞 4 (木) ゴールドジュニア	★
3月	10 (月)～14 (金)	13 (木) フジノウェーブ記念	○		15 (月・祝)～19 (金)	17 (水) 東京記念	★
	24 (月)～28 (金)	26 (水) 京浜盃	★	10月	5 (日)～10 (金)	7 (火) レディスプレリュード 8 (水) ジャパンダートクラシック 9 (木) 東京盃	★
4月	14 (月)～18 (金)	16 (水) 東京スプリント 17 (木) プリリアントカップ	★		20 (月)～24 (金)	22 (水) マイルグランプリ	★
	28 (月)～5/2 (金)	29 (火・祝) 羽田盃 30 (水) 東京プリンセス賞	★	11月	10 (月)～14 (金)	12 (水) ハイセイコー記念	★
5月	19 (月)～23 (金)	21 (水) 大井記念	★	12月	1 (月)～5 (金)	3 (水) 勝島王冠 4 (木) ジェムストーン賞	★
6月	9 (月)～13 (金)	11 (水) 東京ダービー	★		24 (水)～26 (金)		★
★トゥインクルレース開催 ○昼間・薄暮開催					29 (月)～31 (水)	29 (月) 東京大賞典 30 (火) 東京シンデレラマイル 31 (水) 東京2歳優駿牝馬	○

(競馬事務局 広報課)

開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
13	12/1～12/6	11,105,695,510円	1,300,653人	1,850,949,250円	216,776人	8,540円	98.5%	108.4%	90.9%



INFORMATION

1月の開催予定

トゥインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日

大井
浦和
船橋
川崎

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
																		</												

浦和競馬開催

大井競馬開催

船橋競馬開催

大井競馬開催

金盃



金盃 (SII)

- 1月29日 (水)
- 2,600m

TCKで行われる年明け最初の重賞で、国内で最も長い距離(2,600m)で争われるダート重賞です。コースを約1周半駆け抜けるため、長距離ならではのペース配分や位置取りが勝敗を分けるケースも多く、ジョッキーたちの腕比べも見逃せないポイントです。
 <1着馬・2着馬にダイオライト記念の優先出走権を付与>

2月の開催予定

トゥインクルレース開催

昼間・薄暮開催

競馬開催日

大井
浦和
船橋
川崎

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
																			</								

川崎競馬開催

船橋競馬開催

大井競馬開催

雲取賞

浦和競馬開催



雲取賞 (Jpn III)

- 2月19日 (水)
- 1,800m

「3歳ダート三冠競走」の初戦「羽田盃」の前哨戦(トライアルレース)に位置付けられる本レースは、本番と同舞台・同距離(1,800m)で行われるダートグレード競走として、冬を超えた各馬の力量比較やJRA所属馬のコース適性を測る意味でも重要な一戦となります。
 <上位2頭(地方所属馬に限る)に羽田盃の優先出走権を付与>

パソコンからでも、スマホからでも投票できる！

ネットで地方競馬を楽しむなら！

SPAT4

全国の地方競馬全レースが買える！ライブが見られる！

50円から買える！「トリプル馬単」も発売！

馬券購入でポイントが貯まる！

最短15分でスバッと入会！

お問い合わせは **0120-006-309**

南関東競馬開催日の昼間開催10～17時/ナイター開催12～21時
 ※20歳未満の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人の方のみです。法人でのお申し込みはできません。

<https://spat4special.jp>

SPAT4

検索



編集

●特別区長会事務局調査第1課

●特別区議会議長会事務局

●特別区人事・厚生事務組合総務部情報政策推進課

●公益財団法人特別区協議会総務部情報政策推進課

●東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課

●特別区競馬組合競馬事務局広報課

TEL (5210) 9738 ホームページ<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>

TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>

TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>

TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.tokyo-23city.or.jp/>

TEL (6238) 0613 ホームページ<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

TEL (3763) 2170 ホームページ<https://www.tokyocitykeiba.com/>